

# 第6期 周南市障害福祉計画

## 第2期 周南市障害児福祉計画

令和3(2021)年度～令和5(2023)年度

令和3年3月

周南市



## 目 次

第1章 策定にあたって	6
1 計画策定の趣旨	
2 計画について	
(1) 計画の位置付けと性格	
(2) 計画の期間	7
(3) 達成状況の点検と評価	
(4) 周南市地域自立支援協議会の機能と役割	
(5) 関係部局及び関係機関等との連携	8
第2章 周南市の障害者・障害児の現状	9
1 障害者手帳所持者数の推移	
2 身体障害者の状況	10
(1) 障害種別身体障害者手帳所持者数の推移	
(2) 障害等級別身体障害者手帳所持者数の推移	11
(3) 年齢別身体障害者手帳所持者数の推移	12
3 知的障害者（療育手帳所持者）の状況	13
(1) 障害程度別療育手帳所持者数の推移	
(2) 年齢別療育手帳所持者数の推移	14
4 精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者・自立支援医療（精神通院） 受給者）数の状況	15
(1) 障害等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移	
(2) 年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移	16
(3) 自立支援医療（精神通院）受給者数の推移	17
5 障害福祉サービスの支給決定者数	18
6 障害児通所支援等の支給決定者数	19
7 障害支援区分別認定者数	20
(1) 障害支援区分別認定者数の推移	
(2) 障害別障害支援区分の状況	21
第3章 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の基本的な考え方	22
1 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の基本的な考え方	
(1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援	
(2) 身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施 等	

(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備	
(4) 地域共生社会の実現に向けた取組	
(5) 障害児の健やかな育成のための発達支援	
(6) 障害福祉人材の確保	23
(7) 障害者の社会参加を支える取組	
2 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方	
(1) 圏域単位の訪問系サービス・日中活動系サービスの提供体制の充実	
(2) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の機能の充実	
(3) 福祉施設から一般就労への移行等の推進	
(4) 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実	24
(5) 依存症対策の推進	
3 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方	
(1) 相談支援事業の充実	
(2) 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保	
(3) 発達障害児・者に対する支援	
(4) 周南市地域自立支援協議会の活用	25
4 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方	
(1) 地域支援体制の充実	
(2) 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援	
(3) 地域社会への参加・包容の推進	
(4) 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備	
(5) 障害児相談支援の提供体制の確保	26
第4章 令和5(2023)年度の成果目標と達成のための取組	27
1 福祉施設入所者の地域生活への移行	
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	28
3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	
4 福祉施設の利用者の一般就労への移行	
5 障害児支援の提供体制の整備等	29
(1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実	
(2) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	
(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネー	

ターの配置	30
(4) 子ども・子育て支援等の利用ニーズの提供体制の整備	
6 相談支援体制の充実・強化等	
7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組	
第5章 障害福祉サービス等の見込量と今後の方策	31
1 指定障害福祉サービス等の見込量と今後の方策	
(1) 訪問系サービス	32
ア 第5期の実績	
イ 第6期の見込量	33
ウ 今後の方策	
(2) 日中活動系サービス	
ア 第5期の実績	
イ 第6期の見込量	35
ウ 今後の方策	
(3) 居住系サービス	36
ア 第5期の実績	
イ 第6期の見込量	
ウ 今後の方策	
(4) 指定相談支援サービス	37
ア 第5期の実績	
イ 第6期の見込量	
ウ 今後の方策	
2 障害児通所支援等の見込量と今後の方策	38
(1) 障害児通所支援等	39
ア 第1期の実績	
イ 第2期の見込量	40
ウ 今後の方策	
(2) 障害児相談支援	
ア 第1期の実績	
イ 第2期の見込量	41
ウ 今後の方策	
3 その他の取組の見込量と今後の方策	
(1) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	
ア 第6期の見込量	
イ 今後の方策	

(2) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	42
ア 第6期の見込量	
イ 今後の方策	
(3) 相談支援体制の充実・強化のための取組	
ア 第6期の見込量	
イ 今後の方策	
(4) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組	
ア 第6期の見込量	
イ 今後の方策	43
第6章 地域生活支援事業の見込量と事業への取組	44
1 理解促進・研修啓発事業	
(1) 第5期の実績	
(2) 第6期の見込量	
2 自発的活動支援事業	
(1) 第5期の実績	
(2) 第6期の見込量	45
3 相談支援事業	
(1) 第5期の実績	
(2) 第6期の見込量	
4 成年後見制度利用支援事業	46
(1) 第5期の実績	
(2) 第6期の見込量	
5 成年後見制度法人後見支援事業	
(1) 第5期の実績	
(2) 第6期の見込量	
6 意思疎通支援事業	
(1) 第5期の実績	47
(2) 第6期の見込量	
7 日常生活用具給付等事業	
(1) 第5期の実績	
(2) 第6期の見込量	48
8 手話奉仕員養成研修事業	
(1) 第5期の実績	
(2) 第6期の見込量	
9 移動支援事業	
(1) 第5期の実績	

(2) 第6期の見込量	49
10 地域活動支援センター	
(1) 第5期の実績	
(2) 第6期の見込量	
11 その他の地域生活支援事業	50
◆ 資料 語句の説明（五十音順）	51

\*を付した語句には巻末にその説明を掲げています。

## 第1章 策定にあたって

### 1 計画策定の趣旨

障害のある人が、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、障害者の権利を守る社会の仕組みづくりや、生活の質の向上のために必要な支援が、身近な地域で提供されることが保障されなければなりません。

周南市では、本計画の上位計画である周南市障害者計画において、『障害のある人もない人も、お互いの人格と個性を尊重し合いながら共生し、自分らしく暮らせるまちづくり』を基本目標として掲げています。この実現に向けての具体的な実行計画である、「第5期周南市障害福祉計画」及び「第1期周南市障害児福祉計画」を平成30(2018)年3月に策定し、障害のある人が地域で自立した生活ができるよう、必要なサービスの提供体制の確保のための取組を実施してきました。

近年、障害のある人の高齢化と障害の重度化が進む中で、障害福祉のニーズはますます複雑多様化しています。障害のある人の社会参加や地域共生の観点から、より充実したサービスや支援が提供できる体制の実現に向けて、「第6期周南市障害福祉計画」及び「第2期周南市障害児福祉計画」を策定します。

### 2 計画について

#### (1) 計画の位置付けと性格

本計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」と言います。）第88条第1項、児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害福祉計画」及び「市町村障害児福祉計画」として位置付けられるものです。

また、障害者総合支援法第87条第1項及び児童福祉法第33条の19第1項に定める、「基本的な指針」（以下「指針」と言います。）に即して策定するもので、障害福祉サービス\*、障害児通所支援等\*、相談支援、障害児相談支援\*及び地域生活支援事業\*の提供体制の確保に係る目標、必要な量の見込みについて定めることとされています。

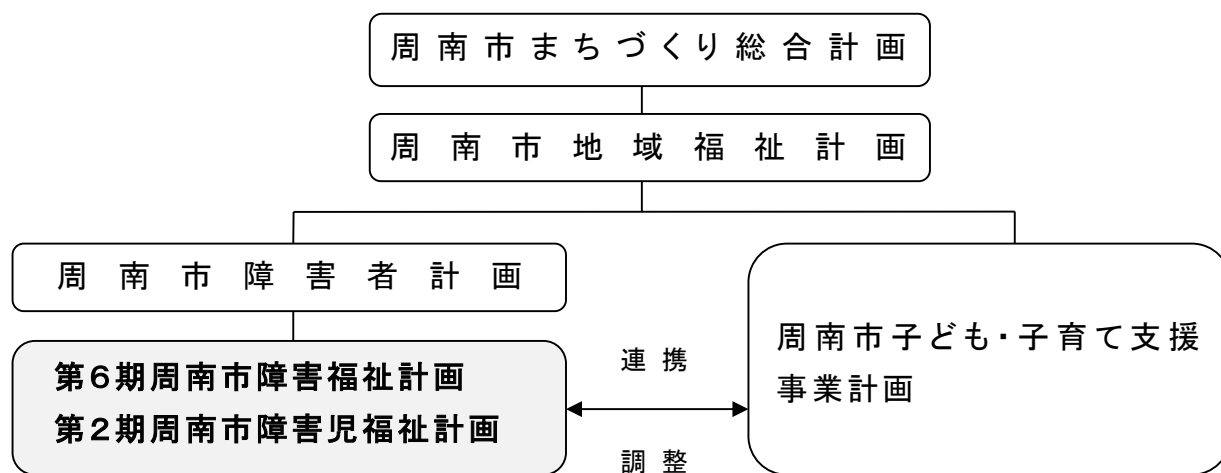
周南市では平成19(2007)年5月から周南市地域自立支援協議会\*が設置、運営されていますので、本計画は、周南市地域自立支援協議会\*での協議を踏まえて策定します。

なお、本計画は、社会福祉法第107条に規定する「周南市地域福祉計画（計画期間：令和3(2021)年度～令和7(2025)年度）」、障害者基本法第11条第3項に規定する「周南市障害者計画（計画期間：令和2(2020)年



度～令和 5 (2023)年度)」及び、子ども・子育て支援法第 6 1 条第 1 項に規定する「周南市子ども・子育て支援事業計画（計画期間：令和 2 (2020)年度～令和 6 (2024)年度）」との整合を図りながら、策定します。

#### 《 他計画との関係図 》



#### (2) 計画の期間

本計画の期間は、指針に即し、令和 3 (2021)年度から令和 5 (2023)年度までの 3 年間とします。

#### (3) 達成状況の点検と評価

本計画に定める障害福祉サービス\*等の見込量、地域生活への移行、一般就労への移行の達成状況を、毎年度、周南市地域自立支援協議会\*において、点検、評価していきます。

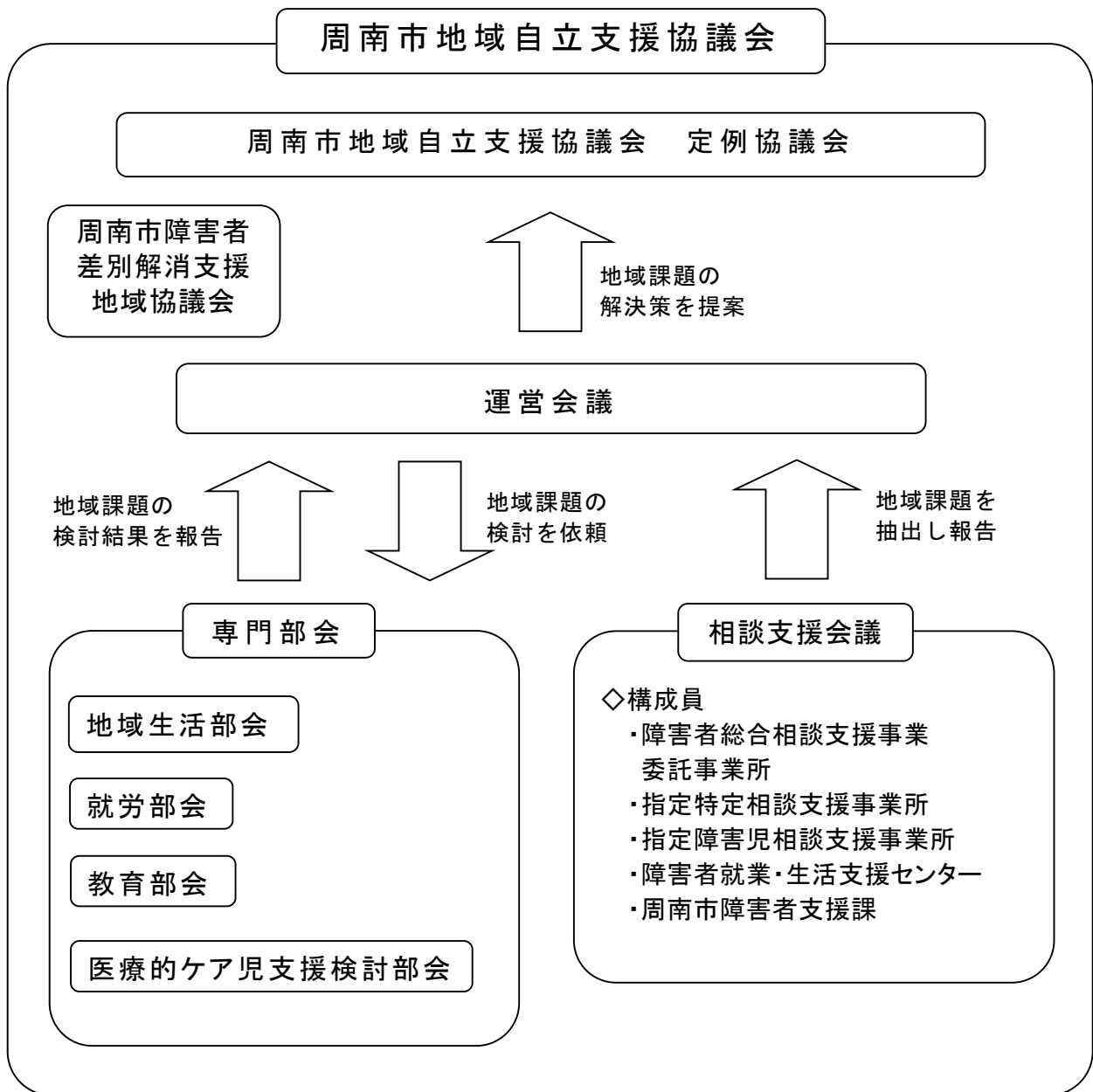
#### (4) 周南市地域自立支援協議会\*の機能と役割

周南市では、平成 1 9 (2007)年 5 月に、障害者関係団体、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、教育、医療、経済、雇用に関連する分野の関係者、公募委員で構成する周南市地域自立支援協議会\*を設置しました。

この協議会は、定期的な協議を通じて、周南市の障害福祉のシステムづくり、計画の策定及び進行管理について周南市に提言する機能と役割を持っています。

この協議会の運営を通して、地域の課題についての情報を協議・検討し、周南市の実情に即した地域支援ネットワークの構築を図ります。

《 周南市地域自立支援協議会の組織図 》



(5) 関係部局及び関係機関等との連携

本計画で推進する、障害福祉サービス\*、障害児通所支援等\*、相談支援、障害児相談支援\*及び地域生活支援事業\*の提供体制の確保等については、その実現に向けて、保健、医療、子ども・子育て、教育、労働、地域の生活支援など様々な分野が関係することから、庁内の関係部局や関係機関、関係団体等と連携し、効果的な計画の実施を図ります。

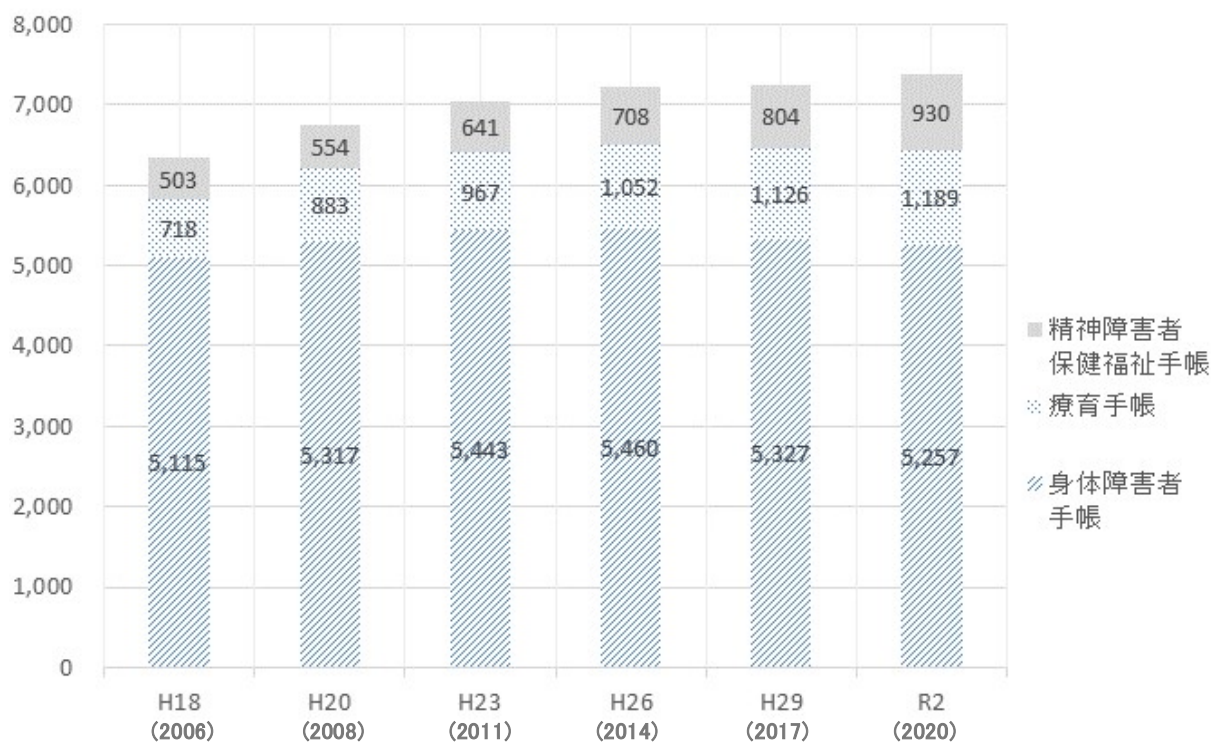
## 第2章 周南市の障害者・障害児の現状

### 1 障害者手帳所持者数の推移

単位：人

年度	総人口	障害者手帳所持者	対人口 (%)	内 訳					
				身体障害者手帳	対人口 (%)	療育手帳	対人口 (%)	精神障害者保健福祉手帳	対人口 (%)
H18(2006)	155,902	6,336	4.06	5,115	3.28	718	0.46	503	0.32
H20(2008)	153,986	6,754	4.39	5,317	3.45	883	0.57	554	0.36
H23(2011)	152,393	7,051	4.63	5,443	3.57	967	0.63	641	0.42
H26(2014)	148,908	7,220	4.85	5,460	3.67	1,052	0.71	708	0.48
H29(2017)	145,839	7,257	4.98	5,327	3.65	1,126	0.77	804	0.55
R2(2020)	141,809	7,376	5.20	5,257	3.71	1,189	0.84	930	0.66

※各年度4月1日現在



障害者手帳所持者数は、令和2(2020)年4月1日現在で7,376人、総人口に対して5.2%の障害者手帳所持率となっています。

平成29(2017)年度と比較すると、119人増(+1.6%)となっています。

内訳は、身体障害者手帳所持者が70人の減(-1.3%)、療育手帳所持者(知的障害者)が63人増(+5.6%)、精神障害者保健福祉手帳所持者が126人増(+15.7%)となっています。

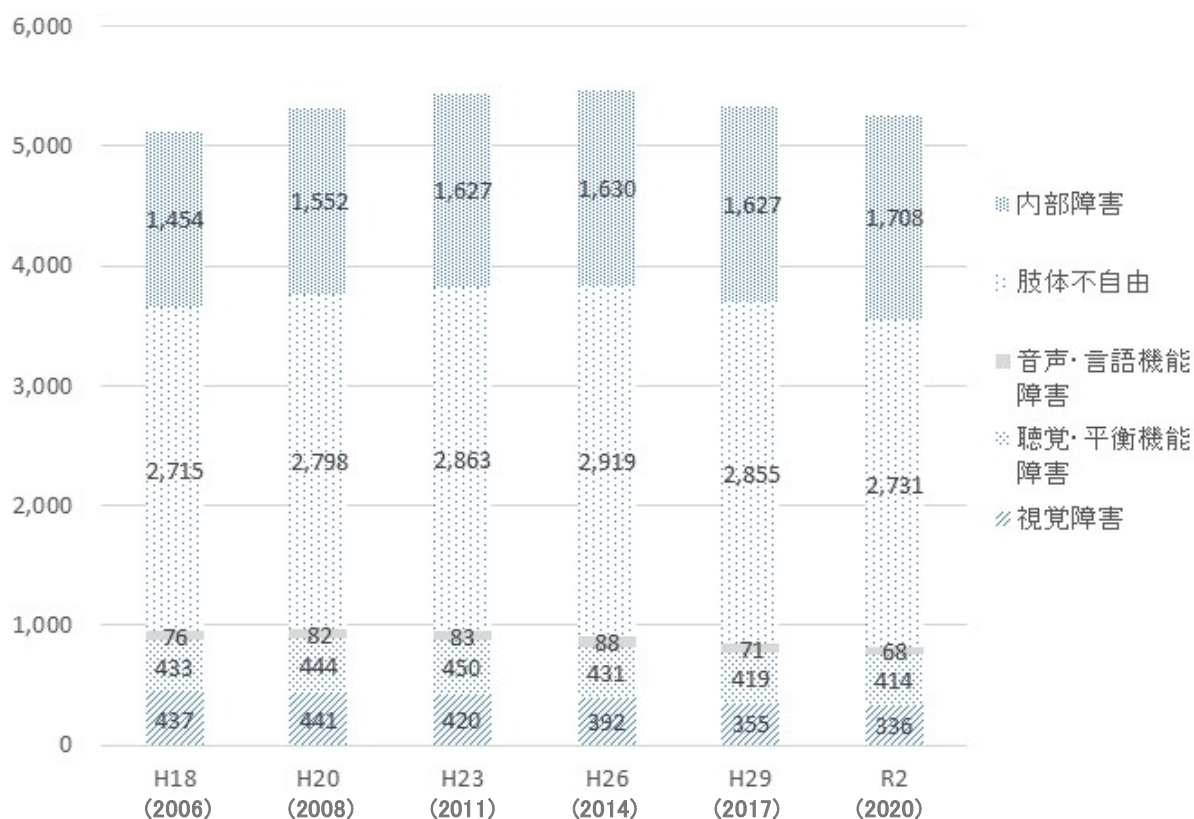
## 2 身体障害者の状況

### (1) 障害種別身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

年度	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語機能障害	肢 体 不自由	内部障害	合計
H18(2006)	437	433	76	2,715	1,454	5,115
H20(2008)	441	444	82	2,798	1,552	5,317
H23(2011)	420	450	83	2,863	1,627	5,443
H26(2014)	392	431	88	2,919	1,630	5,460
H29(2017)	355	419	71	2,855	1,627	5,327
R2(2020)	336	414	68	2,731	1,708	5,257

※各年度 4 月 1 日現在



種別身体障害者手帳所持者数は、令和 2 (2020) 年 4 月 1 日現在で「肢体不自由」が 2,731 人で最も多く全体の 52% を占めています。次に、「内部障害 (心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、免疫、肝臓の機能障害)」が 1,708 人で、全体の 32.5% を占めます。

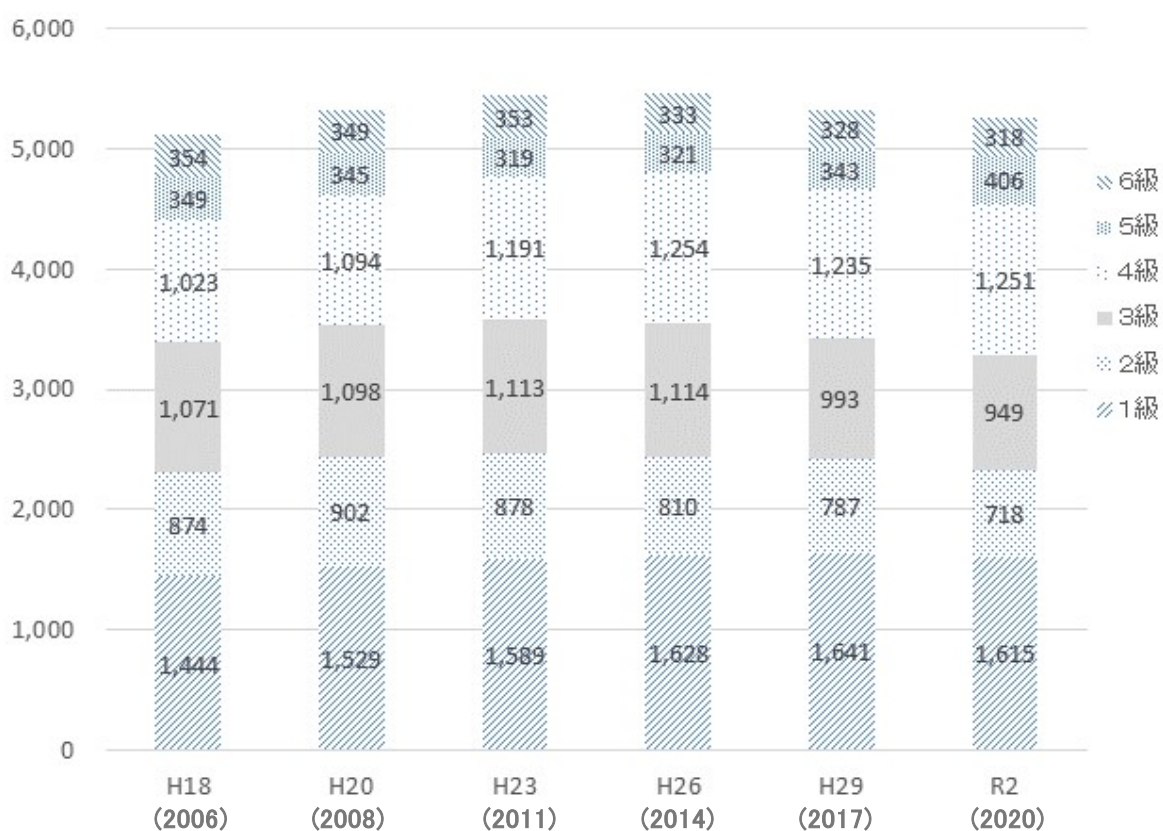
このほか、「聴覚・平衡機能障害」が 414 人、「視覚障害」が 336 人、「音声・言語機能障害」が 68 人です。

## (2) 障害等級別身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

年度	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
H18(2006)	1,444	874	1,071	1,023	349	354	5,115
H20(2008)	1,529	902	1,098	1,094	345	349	5,317
H23(2011)	1,589	878	1,113	1,191	319	353	5,443
H26(2014)	1,628	810	1,114	1,254	321	333	5,460
H29(2017)	1,641	787	993	1,235	343	328	5,327
R2(2020)	1,615	718	949	1,251	406	318	5,257

※各年度4月1日現在



障害等級別身体障害者手帳所持者数は、令和2(2020)年4月1日現在で「1級」が最も多く1,615人、「2級」の718人を加えると合計2,333人で、1級と2級で全体の44.4%を占めています。

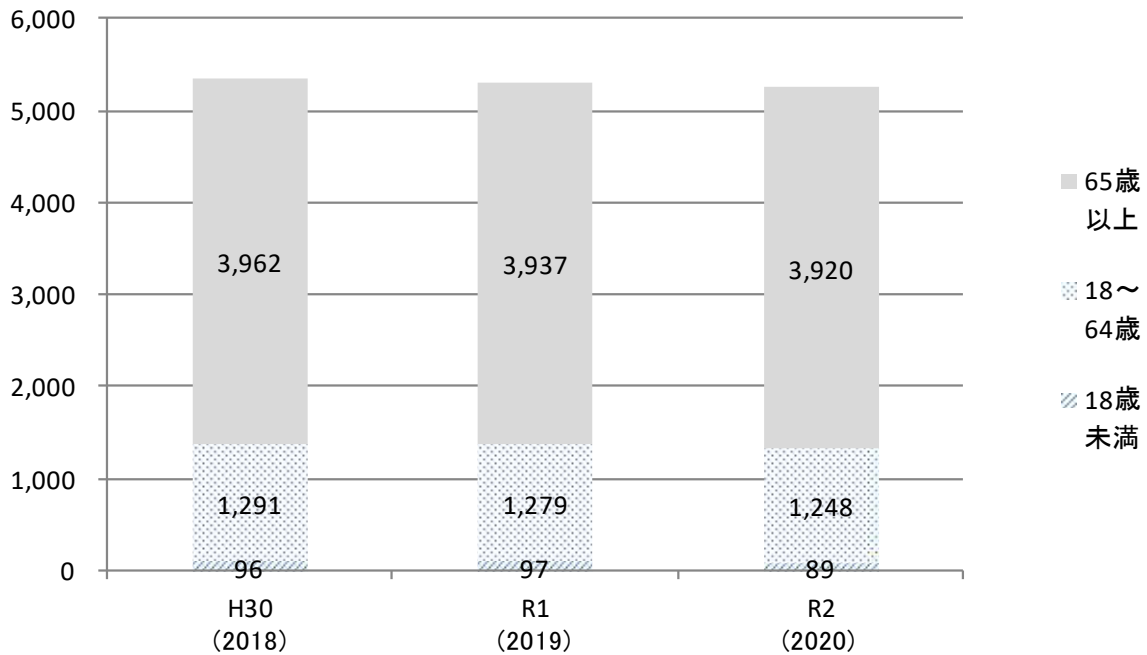
平成29(2017)年度と比較すると、「4級」が16人増、「5級」が63人増となりましたが、他の等級は減少しています。

### (3) 年齢別身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

年度	18歳未満	18～64歳	65歳以上	合計
H30(2018)	96	1,291	3,962	5,349
H31(2019)	97	1,279	3,937	5,313
R2(2020)	89	1,248	3,920	5,257

※各年度4月1日現在



「65歳以上」の身体障害者手帳所持者数は、令和2(2020)年4月1日現在で3,920人となっています。

「18歳未満」と「18歳～64歳」の合計は、1,337人で、全体の25.4%です。

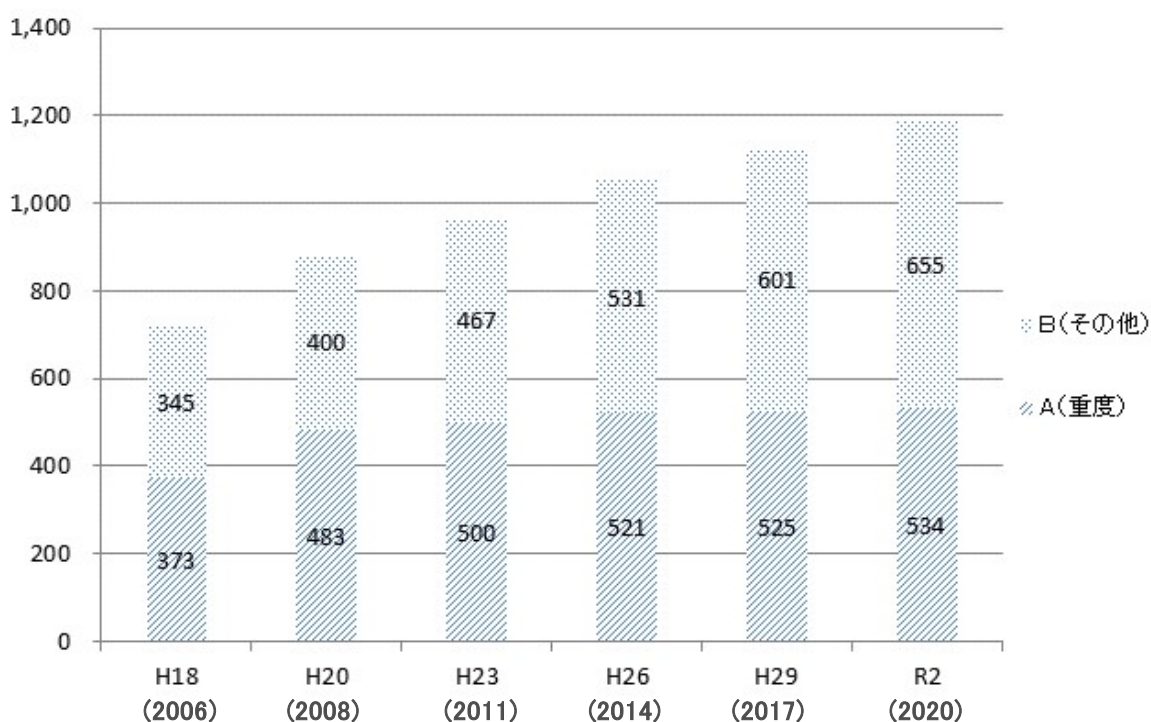
### 3 知的障害者（療育手帳所持者）の状況

#### (1) 障害程度別療育手帳所持者数の推移

単位：人

年度	A (a)	B	合計 (b)	Aの比率 (a/b) 単位：%
H18(2006)	373	345	718	52.0
H20(2008)	483	400	883	54.7
H23(2011)	500	467	967	51.7
H26(2014)	521	531	1,052	49.5
H29(2017)	525	601	1,126	46.6
R2(2020)	534	655	1,189	44.9

※各年度4月1日現在



障害程度別療育手帳所持者数は、令和2(2020)年4月1日現在で「A」が534人で、全体の44.9%を占めています。

平成29(2017)年度と比較すると、「A」が9人増(+1.7%)、「B」が54人増(+9.0%)となっています。

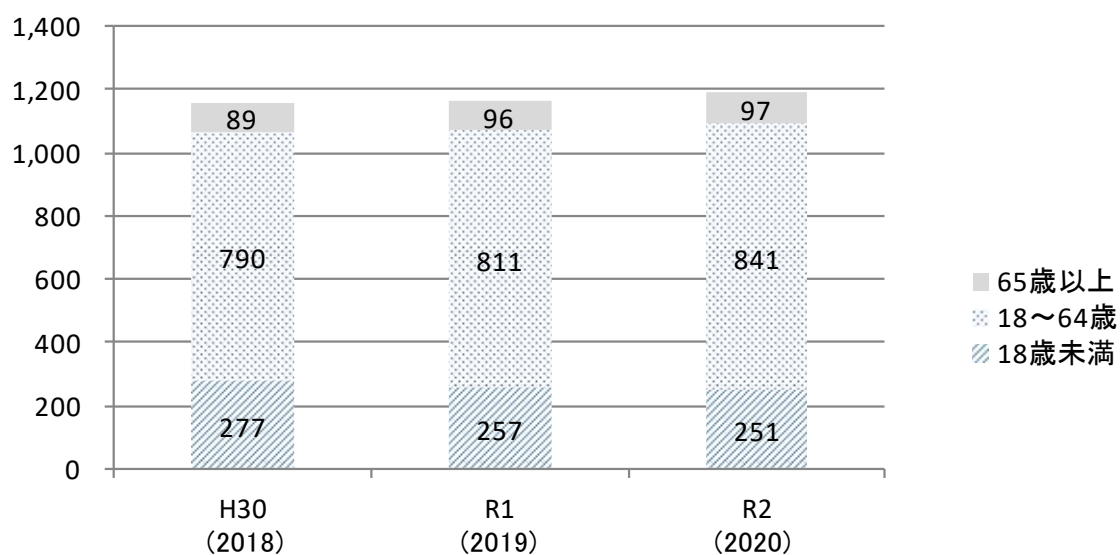


## (2) 年齢別療育手帳所持者数の推移

単位：人

年度	18歳未満	18～64歳	65歳以上	合計
H30(2018)	277	790	89	1,156
H31(2019)	257	811	96	1,164
R2(2020)	251	841	97	1,189

※各年度4月1日現在



年齢別療育手帳所持者数は、令和2(2020)年4月1日現在で「18歳～64歳」が841人で、全体の70.7%を占めています。「18歳未満」と「18歳～64歳」の合計は1,092人で、全体の91.8%を占めています。



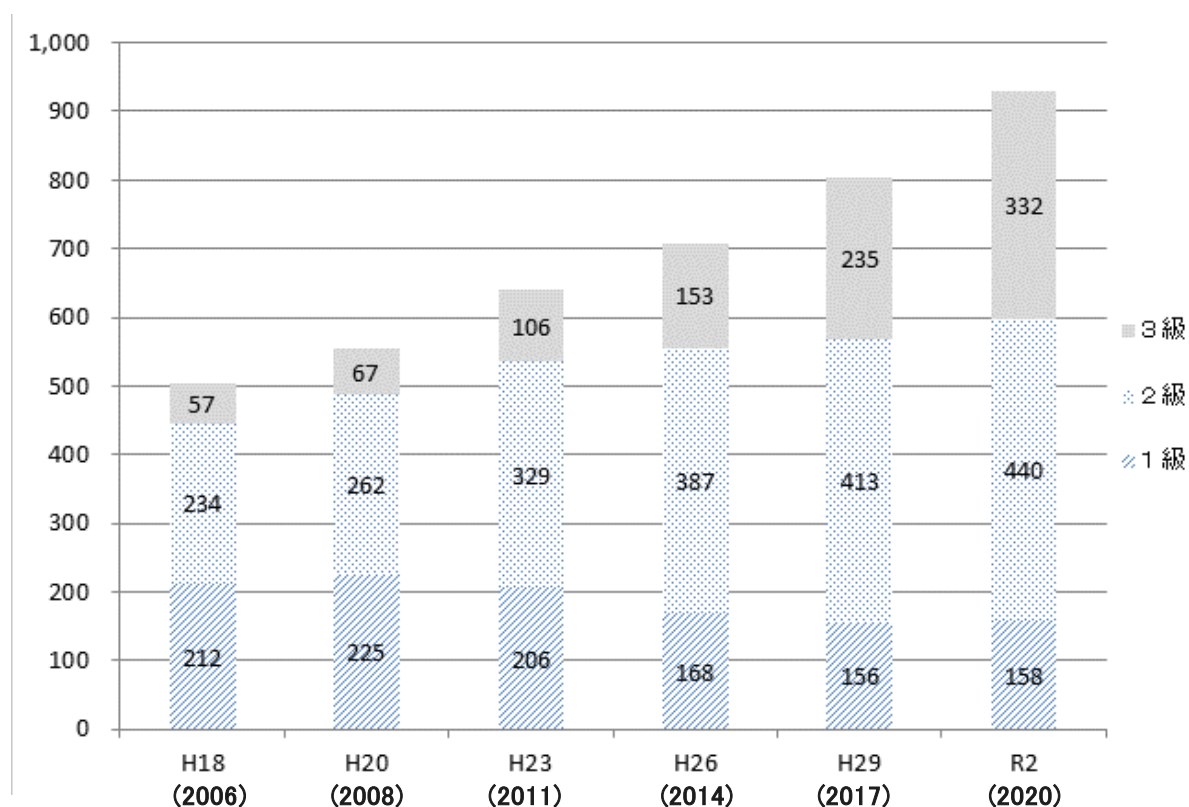
#### 4 精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者・自立支援医療（精神通院）受給者）数の状況

##### (1) 障害等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

単位：人

年度	1級	2級	3級	合計
H18(2006)	212	234	57	503
H20(2008)	225	262	67	554
H23(2011)	206	329	106	641
H26(2014)	168	387	153	708
H29(2017)	156	413	235	804
R2(2020)	158	440	332	930

※各年度4月1日現在



障害等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和2(2020)年4月1日時点で「1級」が158人(17.0%)、「2級」が440人(47.3%)、「3級」が332人(35.7%)となっています。

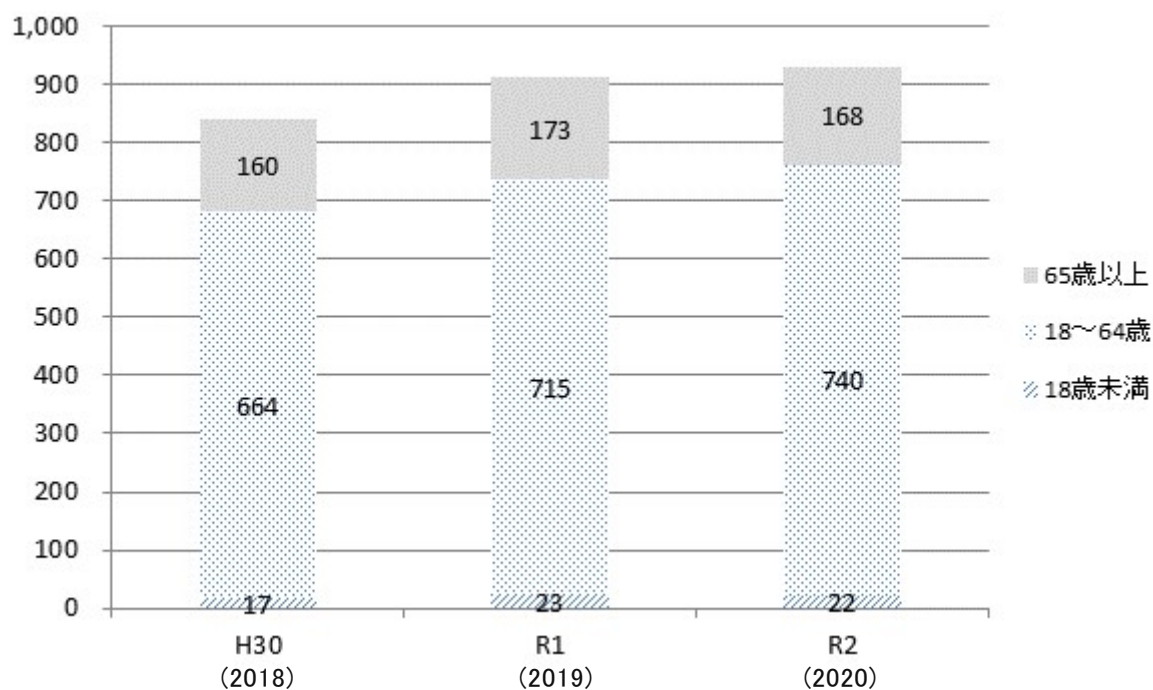
平成29(2017)年度と比較すると、「1級」が2人増(+1.3%)、「2級」が27人増(+6.5%)、「3級」は97人増(+41.3%)となっています。

## (2) 年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

単位：人

年度	18歳未満	18～64歳	65歳以上	合計
H30(2018)	17	664	160	841
H31(2019)	23	715	173	911
R2(2020)	22	740	168	930

※各年度4月1日現在



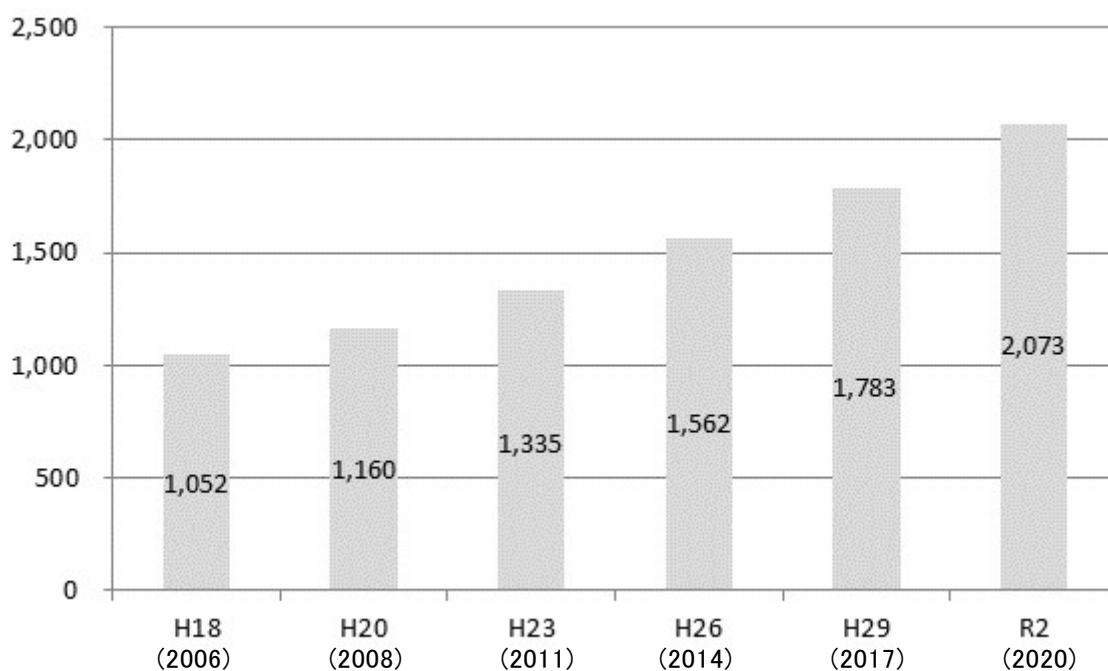
年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和2(2020)年4月1日現在で「18歳～64歳」が740人で、全体の79.6%を占めており、「18歳未満」と「18歳～64歳」の合計は762人で、全体の81.9%を占めています。

### (3) 自立支援医療（精神通院）受給者数の推移

単位：人

年度	総人口（a）	受給者数（b）	対人口比（b/a） 単位：%
H18(2006)	155,902	1,052	0.67
H20(2008)	153,986	1,160	0.75
H23(2011)	152,393	1,335	0.88
H26(2014)	148,908	1,562	1.05
H29(2017)	145,839	1,783	1.22
R2(2020)	141,809	2,073	1.46

※各年度4月1日現在



自立支援医療（精神通院）は、精神保健福祉法第5条に規定する精神疾患又はてんかんを有する人で、通院による精神医療を継続的に必要とする人に対し医療費の自己負担額の一部を助成する制度です。

受給者数は、令和2（2020）年4月1日現在で2,073人です。

平成29（2017）年度と比較すると、290人増（+16.3%）となっています。平成18（2006）年度との比較では、受給者数は約1.9倍と大きく増加しています。

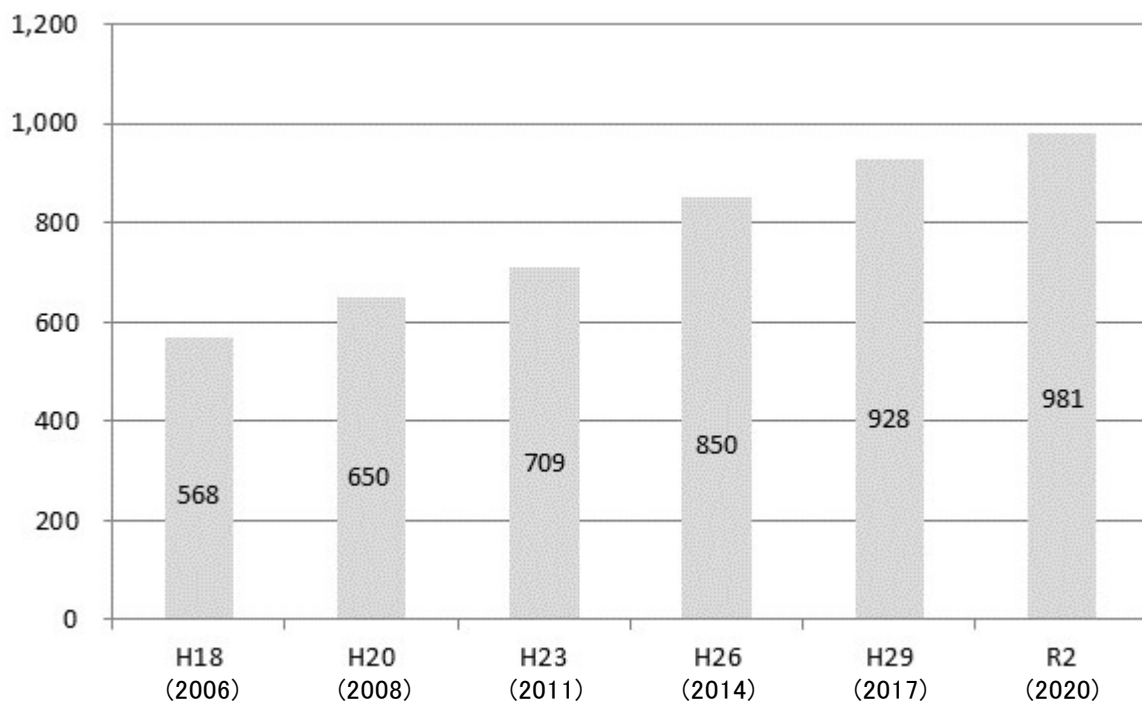
## 5 障害福祉サービス\*の支給決定者数

障害福祉サービス\*を利用するため、その支給決定を受けた人の数です。

単位：人

年度	実支給決定者数
H18(2006)	568
H20(2008)	650
H23(2011)	709
H26(2014)	850
H29(2017)	928
R2(2020)	981

※各年度4月1日現在



障害福祉サービス\*の支給決定者数は、令和2(2020)年4月1日現在で981人です。平成29(2017)年度と比較すると、53人増(+5.7%)となっています。

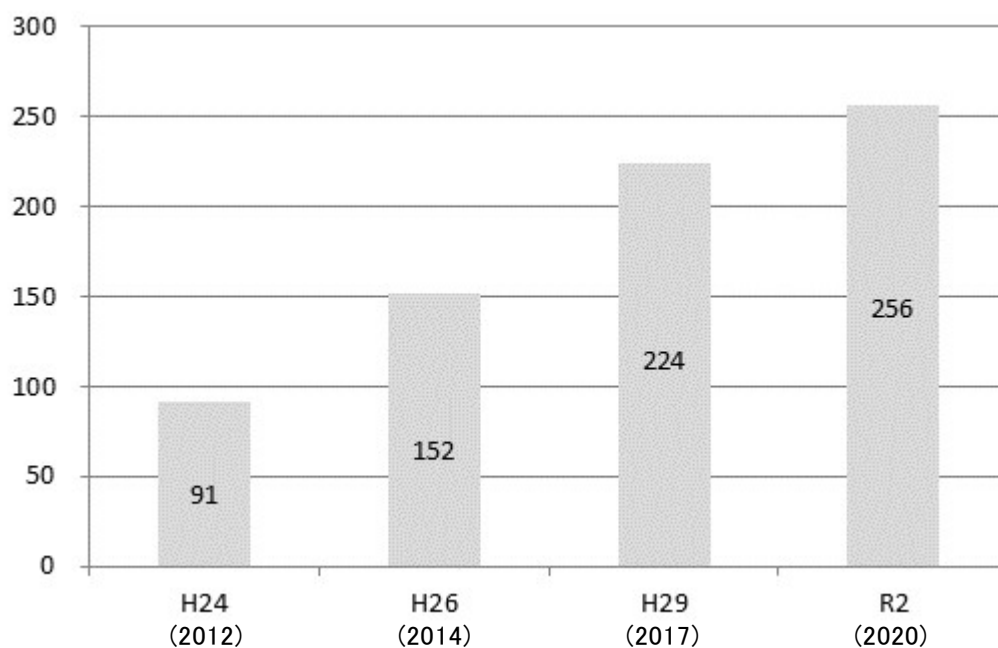
## 6 障害児通所支援等\*の支給決定者数

障害児通所支援等\*を利用するため、その支給決定を受けた人の数です。

単位：人

年度	実支給決定者数
H24(2012)	91
H26(2014)	152
H29(2017)	224
R2(2020)	256

※各年度4月1日現在



障害児通所支援等\*の支給決定者数は、令和2(2020)年4月1日現在で256人です。平成29(2017)年度と比較すると、32人増(+14.3%)となっています。

## 7 障害支援区分別認定者数

障害福祉サービス\*のうち、介護給付の支給決定を受けるためには、支援の必要度を表す「障害支援区分」の認定を受けることが必要です。

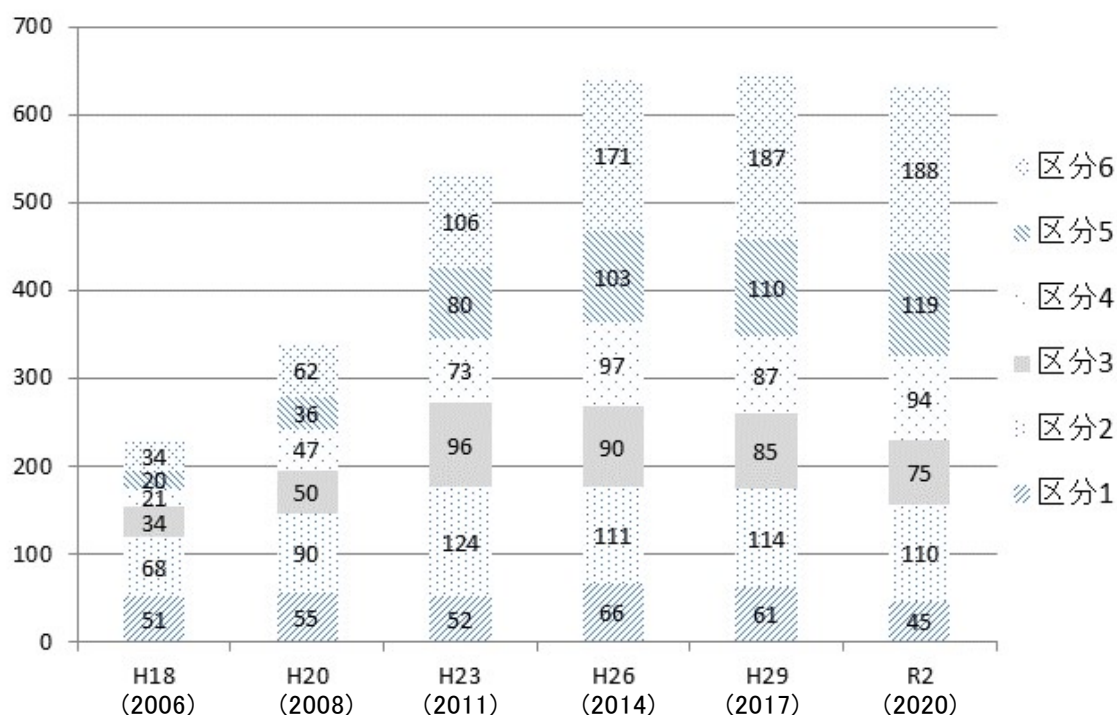
「障害支援区分」は、さまざまな状態の障害者等が支援の必要度に応じて、公平にサービスを受けるための客観的な基準となるものです。区分1～区分6までの6段階があり、数字が大きいほどより支援の必要性が高いということになります。

### (1) 障害支援区分別認定者数の推移

単位：人

年度	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
H18(2006)	51	68	34	21	20	34	228
H20(2008)	55	90	50	47	36	62	340
H23(2011)	52	124	96	73	80	106	531
H26(2014)	66	111	90	97	103	171	638
H29(2017)	61	114	85	87	110	187	644
R2(2020)	45	110	75	94	119	188	631

※各年度4月1日現在



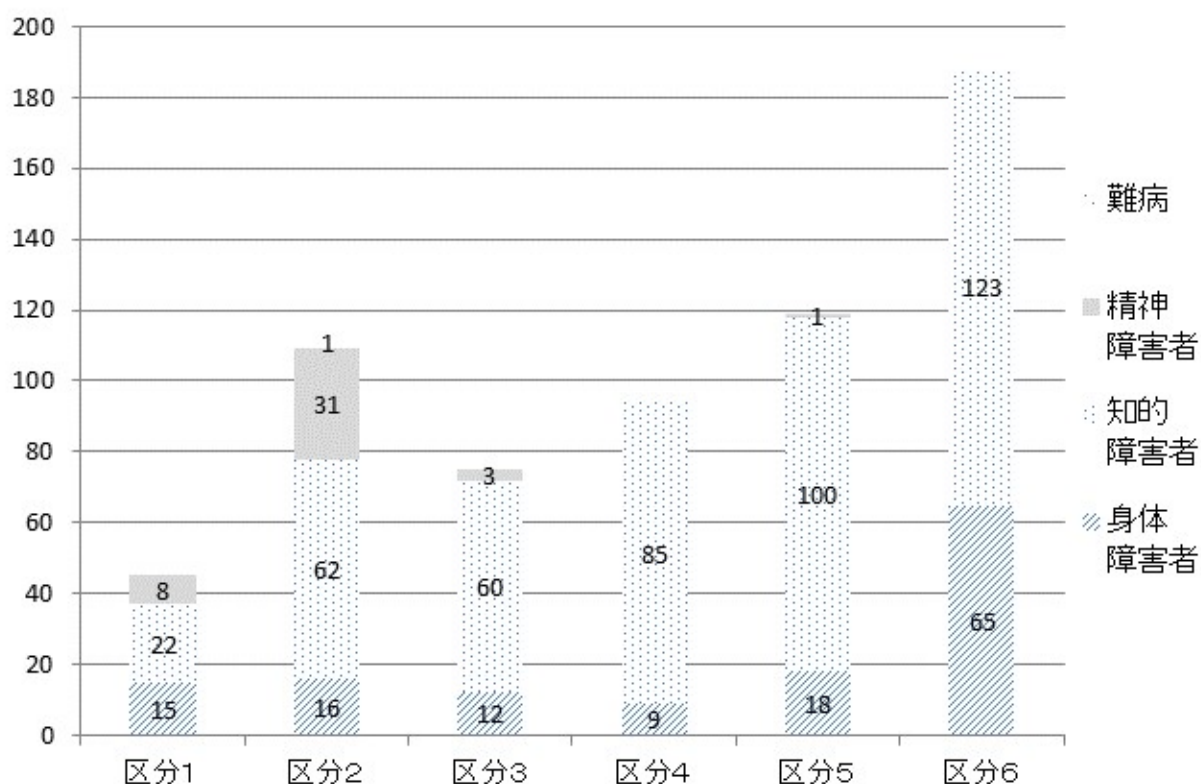
障害支援区分の認定者数は令和2(2020)年4月1日現在で631人です。平成29(2017)年度と比較すると、13人減(-2.0%)となっています。「区分6」が最も多く188人、次に多いのが「区分5」で119人です。

## (2) 障害別障害支援区分の状況

単位：人

障害別	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計	割合(%)
身体障害者	15	16	12	9	18	65	135	21.4%
知的障害者	22	62	60	85	100	123	452	71.6%
精神障害者	8	31	3	0	1	0	43	6.8%
難病	0	1	0	0	0	0	1	0.2%
合計	45	110	75	94	119	188	631	100.0%
割合(%)	7.1%	17.4%	11.9%	14.9%	18.9%	29.8%	100.0%	

※令和2(2020)年4月1日現在



障害別では、令和2(2020)年4月1日現在で「知的障害者」が最も多く452人で、全体の71.6%を占めています。身体障害者は135人で、21.4%、精神障害者は43人で6.8%です。

### 第3章 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の基本的な考え方

指針に基づき、次に掲げることを本計画の基本的な考え方とします。

#### 1 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の基本的な考え方

##### (1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図ることができるよう、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、情報の提供と障害特性に応じた意思疎通支援の促進に努めます。

##### (2) 身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービス\*の実施等

周南市を実施主体の基本とし、山口県と連携しながら、周南圏域（周南市、下松市、光市）を単位として、障害種別（身体障害者、知的障害者及び精神障害者（発達障害者及び高次脳機能障害者を含む。）並びに難病患者等）によらず個々の障害者に必要な支援が提供されるよう取り組みます。

##### (3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者等の地域生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点機能の充実を図り、NPO等によるインフォーマルサービス\*の提供等、地域の社会資源を活用することで、関係機関等が連携して切れ目のない支援を行うネットワークづくりを進めます。

##### (4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域住民や障害者が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けて、地域の実情に応じて住民が主体的に取り組む仕組み作りや複数の制度を活用した柔軟なサービスの確保に努めます。

##### (5) 障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるよう、障害児通所支援等\*の充実を図るとともに、障害児のライフステージに沿って、地域の関係機関が連携を図り、切れ目のない支援を



提供する体制の構築に努めます。

#### (6) 障害福祉人材の確保

障害者等の重度化・高齢化が進む中で、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくためには、それを担う人材を確保していくことが必要です。山口県と連携しながら専門性を高めるための研修への参加を推進します。

また、地域の障害福祉に係る仕事への就職希望者が増えるよう、高校や大学等と協力して周知・広報等に取り組みます。

#### (7) 障害者の社会参加を支える取組

障害者の地域における社会参加を促進するためには、障害者の多様なニーズを踏まえて支援することが必要です。障害者が文化芸術を享受鑑賞したり、創造や発表等の多様な活動に参加できたりする環境を整備し、障害者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進に努めます。

## 2 障害福祉サービス\*の提供体制の確保に関する基本的な考え方

### (1) 圏域単位の訪問系サービス・日中活動系サービスの提供体制の充実

障害者等の生活と密接に関わる訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）及び日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援\*、就労定着支援\*、療養介護、短期入所）を充実させるために、山口県と連携しながら、計画期間内の周南市における障害福祉サービス\*の必要な量の見込や求められるサービスなどを事業所等へ周知し体制整備を働きかけます。

### (2) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等\*の機能の充実

障害者等が地域で安心して生活を送るためには、障害者等の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えた地域の支援体制の構築を図ることが必要です。

地域における居住を支援するグループホームや自立生活援助の充実を図るとともに、地域生活支援拠点等\*の機能の充実を図ります。

### (3) 福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援の利用を通じて、地域の企業、関係機関との協力・連携を図りながら、障害者の一般就労への移行を推進します。

就労継続支援\*においては、一般就労が困難である人に対して、就労や生産活動の機会の提供を引き続き行うとともに、一般就労を希望する障害者については、就労に向けた訓練等の実施を推進していきます。

また、一般就労を開始した後の職場への定着支援について、企業への理解と協力を求めるとともに、関係機関等と連携して支援の充実を図ります。

#### (4) 強度行動障害\*や高次脳機能障害\*を有する障害者に対する支援体制の充実

強度行動障害\*や高次脳機能障害\*のある障害者については、専門的な支援が必要であることから、山口県や関係事業所等と連携し、専門的な知識を有する人材の育成や、施設の整備・改修等を支援していきます。

#### (5) 依存症対策の推進

アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策については、関係機関等が連携して当事者やその家族等を支援していけるよう、依存症に対する情報の提供や啓発を行います。

### 3 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

#### (1) 相談支援事業の充実

サービスの適切な利用の支援や各種のニーズについて、きめ細やかに対応するため「障害者総合相談支援事業」を行い、よりいっそう支援の充実を図ります。

地域における相談支援の中核的役割を担う「基幹相談支援センター\*」と連携し、市及び事業所間のネットワークの強化に努めます。

また、山口県と連携して、地域における相談支援に関するリーダー的な役割を担う、主任相談支援専門員の育成に努めます。

#### (2) 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保

地域で暮らしたいと希望する施設入所者等の退所等支援が円滑に行われるよう、適切な支援を提供するとともに、地域で安心して生活を送るために必要な自立した生活や、地域への定着を支援するサービス等の提供について、関係機関と連携して支援体制の確保に努めます。

#### (3) 発達障害児・者に対する支援

発達障害児・者の早期発見・早期支援には、当事者及びその家族等への

支援が重要です。また、発達障害を早期かつ正確に診断することができる医療機関につなげ、適切な発達支援を実施していくことが必要です。

保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラム\*やペアレントトレーニング\*など、支援体制の確保を山口県と連携して推進します。

#### (4) 周南市地域自立支援協議会\*の活用

地域自立支援協議会\*には、障害者支援における地域の課題についての現状や解決方法などを話し合うため、専門部会や相談支援会議を設置しています。また、専門部会等での協議を取りまとめ、課題解決策を提案する役割を担う運営会議を設置しています。これらと共同して、個別の相談事例から社会資源の活用や開発につながる相談支援体制の充実に努めます。

### 4 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

#### (1) 地域支援体制の充実

障害児通所支援等\*における障害児及びその家族に対する支援が、障害児の障害種別や年齢等によるニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制の充実に努めます。

#### (2) 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

障害児の早期からの療育を進め、就学や卒業時において支援が円滑に引き継がれるよう、保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携し、障害児及びその家族等に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援体制の充実に努めます。

#### (3) 地域社会への参加・包容の推進

保育所等訪問支援等を活用し、障害児が保育所や認定こども園、児童クラブ、幼稚園、小学校及び総合支援学校などの育ちの場で、適切な支援が受けられるよう、保育、保健医療、教育等の関係機関と連携し、障害児の地域社会への参加及び包容（インクルージョン）の推進を図ります。

#### (4) 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備

重症心身障害児\*、医療的ケア児\*などの特別な支援が必要な障害児が、障害児通所支援等\*の必要なサービスを受けることができるよう、引き続き関係機関の協議の場で検討し、支援体制の充実に努めます。

強度行動障害\*、高次脳機能障害\*、虐待を受けた障害児については、専門的な支援が必要であることから、山口県や関係事業所などと連携した支援に取り組めます。

#### **(5) 障害児相談支援\*の提供体制の確保**

乳幼児期からの継続的な関わりにより障害児の発達を支援し、保健、医療、保育、教育等の関係機関との連携の中心となる、障害児相談支援\*について、提供体制の確保を図るとともに、質の確保と向上に努めます。

## 第4章 令和5(2023)年度の成果目標と達成のための取組

### 1 福祉施設入所者の地域生活への移行

令和5(2023)年度末までに施設入所から地域生活へ移行する障害者数について国の考え方は、継続入所者(※)を除外した令和元(2019)年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行するとともに、令和5(2023)年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減するというものです。山口県では、この考え方を基本に、実現可能な目標設定をするよう求めています。

これを踏まえ、本市の目標値を示すと次のとおりとなります。

#### ■成果目標

項目	数値		備考
基準時点の施設入所者数(A)	219	人	令和元(2019)年度末の施設入所者数
目標年度の施設入所者数(B)	215	人	令和5(2023)年度末の施設入所者数
【目標値】 削減見込(A-B)	4	人	令和5(2023)年度末までの削減数
	1.9	%	
【目標値】 地域生活移行者数	4	人	令和5(2023)年度末までの地域移行者数
	1.9	%	

(※) 継続入所者とは、整備法による改正前の児童福祉法に規定する指定知的障害児施設等に入所していた18歳以上の者であって、整備法による改正後の指定障害者支援施設\*等の指定を受けた当該旧指定施設等に引き続き入所しているものを言います。周南市では28人です。

地域移行のための「住まい」の確保について、グループホームなどの整備を関係事業所に働きかけるとともに、賃貸住宅などへの入居がスムーズに行われるよう、障害への理解について普及・啓発を推進します。地域移行後の定着のための支援についても、定着を支援する事業所だけでなく、市、入所施設、医療機関、地域の自治会などとの連携を図り、地域生活を支える体制づくりに取り組みます。

## 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム\*の構築

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、保健、医療、福祉関係者を含めた関係機関で協議を行い、長期の精神病床における入院患者の地域生活への移行や、精神障害者の生活の継続について連携して支援していきます。

## 3 地域生活支援拠点等\*が有する機能の充実

障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、地域生活に対する安心感を担保し、自立した生活を希望する人に対する支援を進めるため、自立等に係る相談、緊急時の受入対応体制の確保、グループホームへの入居等の体験の場の機会及び場の提供等について、周南市地域自立支援協議会専門部会等を活用して、地域の体制づくりと機能の充実を図るために必要な施策を検討していきます。

## 4 福祉施設の利用者の一般就労への移行

よりよい地域生活のための財源を獲得するため、能力と適性に応じた雇用の場に就くことができるよう就労支援を充実します。国及び山口県の設定する成果目標に準じて、本市においても次の目標値を設定します。

### ■成果目標

項目	数 値		備 考
(1) 基準年度の 一般就労移行者数	8	人	※令和元(2019)年度に就労移行支援事業等 を利用し、一般就労した者の数 【内訳】就労移行支援事業：7人 就労継続支援事業：1人
【目標値】 目標年度の年間 一般就労移行者数	12	人	※令和5(2023)年度に就労移行支援事業等 を利用し、一般就労する者の数 【内訳】就労移行支援事業：8人 就労継続支援A型事業：3人 就労継続支援B型事業：1人
	1.5	倍	
(2) 基準年度の就労移行 支援利用者数	10	人	※令和元(2019)年度末の就労移行支援利用 者数
【目標値】 目標年度の就労移行 支援利用者数	16	人	※令和5(2023)年度末の就労移行支援利用 者数
	1.6	倍	
(3) 就労定着支援事業の 利用者数	令和5(2023)年度における就労移行支援事業等を通じて 一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用 する者の割合を7割とする。		

公共職業安定所、企業、障害者就業・生活支援センター\*、障害福祉サービス事業所及びその他関係機関と連携・協力しながら目標達成に努めます。

本市では、障害者就労施設からの物品やサービスの購入を進めるため、障害者優先調達推進法（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）に基づき、市の調達方針と調達目標を掲げています。周南市障害者施設共同受注センター協議会と連携して、市業務の福祉施設等への受注機会の拡大、優先発注に取り組みます。

#### <障害者就労施設等からの物品・役務等の調達>

項目	目標	実績等
周南市の業務における調達額	「物品」「役務」毎に前年度の実績を上回る調達額を目標とする	令和元(2019)年度実績 2,597万円 ※周南市障害者計画では、令和5(2023)年度の目標値を2,750万円としています。

### 5 障害児支援の提供体制の整備等

指針に基づき、障害児及びその家族に対して、効果的な支援を身近な場所で提供する体制を、保健、医療、保育、教育などの関係機関と連携し整備に努めます。

これらのことについての成果目標は、次のとおりです。

#### (1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

周南市では、平成24(2012)年度に児童発達支援センターが開設され、同センターにおいて、保育所等訪問支援を実施しています。今後も、関係機関と連携し支援内容の充実を図るとともに、児童発達支援センターを中心とした重層的な地域支援体制の構築及び利用ニーズに対応した提供体制の確保に取り組みます。

#### (2) 主に重症心身障害児\*を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

指針では、重症心身障害児\*等が障害の程度によらず、身近な地域で児童発達支援及び放課後等デイサービスの支援を受けることができる事業所を令和5(2020)年度末までに設置することが目標とされました。

周南市では、重症心身障害児\*を主たる対象とする放課後等デイサービス事業所は平成27(2015)年度に開設されていますが、児童発達支援事業所は開設されていないことから、今計画期間内の児童発達支援事業所の確

保に向けて、関係事業者などに働きかけを行います。

### (3) 医療的ケア児\*支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

医療的ケア児\*が適切な支援を受けられるよう、周南市では平成31(2019)年3月に、保健、医療、障害福祉、保育、教育などの関係機関との協議の場を設置しました。

また、関係機関との調整を担う、医療的ケア児支援コーディネーターを令和元(2019)年10月に配置しました。本市における、目標値は次のとおりです。

#### ■成果目標

区 分	単 位	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)
医療的ケア児支援コーディネーターの配置数	人	2	2	2	2

### (4) 子ども・子育て支援等の利用ニーズの提供体制の整備

障害児が、保育所等や児童クラブの育ちの場で、障害の有無にかかわらず共に成長できるよう、周南市では、障害児の保育所等や児童クラブへの利用ニーズ（通所希望）に対し、職員を加配し受入に対応しています。

今後も、市内の子ども・子育て関係部局、関係機関等と連携し、利用ニーズの把握に努め、職員配置等の体制整備に取り組みます。

## 6 相談支援体制の充実・強化等

地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センター\*を中心とし、総合相談支援事業所、指定特定相談支援事業所が、他の関係機関と連携しながら対応することで、重層的な相談支援体制の構築を目指します。

また、相談支援会議等における事例検討会等を通じて、近年増加している複合化・複雑化した支援ニーズに対応できる人材育成を推進し、相談支援体制の強化を図ります。

## 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組

障害福祉サービス\*等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、利用者が真に必要とする障害福祉サービス\*等を提供することが重要です。利用者の個別のニーズに対応できるよう、山口県が実施する研修に市職員、関係機関の職員等の積極的な参加を促し、障害福祉サービスの向上を図ります。



## 第5章 障害福祉サービス\*等の見込量と今後の方策

### 1 指定障害福祉サービス等の見込量と今後の方策

指定障害福祉サービス等の見込量は、第5期の実績を踏まえ、総合支援学校の在校生及び日中活動（通所）事業所を対象とした進路及びサービス利用に関するアンケートやサービス提供事業所の動向、日常的な相談支援におけるニーズ等を勘案し、山口県との調整後の見込量を設定しています。

#### <指定障害福祉サービス>

障害福祉サービス\*は、介護給付と訓練等給付があります。自宅や施設で介護の支援を受ける場合には介護給付、施設などで訓練等の支援を受ける場合には訓練等給付のサービスを利用します。

種 類		内 容
介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害者若しくは精神障害により、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援などを総合的に行います。
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めた施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

種 類		内 容
訓練等給付	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 (A型＝雇用型、B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労定着支援	一般就労に移行した障害者が就労の定着を図れるよう、企業や自宅等への訪問等により課題や状況を把握し、必要な連絡調整や指導・助言等を行います。
	自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を利用していた人に、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方にはサービスも提供します。さらに、入居者間の交流を保ちながら一人で暮らしたいというニーズに応えるためにサテライト型居住があります。

## (1) 訪問系サービス

### ア 第5期の実績

区 分	単 位		H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)
居宅介護	延利用時間	見込量	10,740	11,080	11,420
		実 績	9,335	8,178	7,782
	利用者数 (人/月)	見込量	63	65	67
		実 績	58	56	55
重度 訪問介護	延利用時間	見込量	29,456	35,156	35,156
		実 績	23,080	18,659	13,185
	利用者数 (人/月)	見込量	5	6	6
		実 績	4	4	2
同行援護	延利用時間	見込量	1,804	1,964	2,124
		実 績	1,777	1,918	1,788
	利用者数 (人/月)	見込量	20	22	24
		実 績	19	17	16

区 分	単 位	H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)
行動援護		—		
重度障害者 等包括支援		—		

※R2(2020)は見込

訪問系サービスは、居宅介護及び重度訪問介護の利用者数は横ばいですが、延利用時間は減少しています。

行動援護と重度障害者等包括支援は、周南圏域内や隣接の圏域にもサービス提供事業所がなく、実績がありません。行動援護へのニーズは、地域生活支援事業\*の移動支援が、その代替となっています。

### イ 第6期の見込量

区 分	単 位	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)
居宅介護	延利用時間	7,782	7,942	8,102	8,262
	利用者数(人/月)	55	56	57	58
重度訪問介護	延利用時間	13,185	18,585	18,585	18,585
	利用者数(人/月)	2	3	3	3
同行援護	延利用時間	1,788	1,978	2,168	2,358
	利用者数(人/月)	16	16	16	16

### ウ 今後の方策

障害者の地域生活を支えるためには、必要とされるサービスが継続して提供され、障害者個々に対応したサービスの質的な向上を図る必要があります。

計画相談を通じたニーズの把握に努め、障害の種別や程度に関わらず質の高いサービスを提供できるよう、事業所に対し人員体制の確保や研修への参加を促します。

## (2) 日中活動系サービス

### ア 第5期の実績

区 分	単 位		H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)
生活介護	延利用日数	見込量	88,151	94,631	98,231
		実 績	79,082	79,314	83,877
	利用者数 (人/月)	見込量	366	393	408
		実 績	323	323	336

区 分	单 位		H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)
自立訓練 (機能訓練)	延利用日数	見込量	1,344	1,784	2,224
		実 績	625	328	282
	利用者数 (人/月)	見込量	10	12	14
		実 績	7	4	3
自立訓練 (生活訓練)	延利用日数	見込量	3,530	6,950	8,090
		実 績	1,658	1,690	2,067
	利用者数 (人/月)	見込量	22	40	46
		実 績	9	8	10
就労移行支援	延利用日数	見込量	5,149	6,584	7,199
		実 績	4,525	1,966	2,214
	利用者数 (人/月)	見込量	26	33	36
		実 績	25	10	11
就労継続支援 (A型)	延利用日数	見込量	13,071	16,321	18,571
		実 績	11,804	13,440	14,169
	利用者数 (人/月)	見込量	57	70	79
		実 績	52	61	63
就労継続支援 (B型)	延利用日数	見込量	63,648	69,168	72,848
		実 績	57,140	58,587	62,394
	利用者数 (人/月)	見込量	283	307	323
		実 績	264	275	287
就労定着支援	人 分	見込量	4	8	12
		実 績	5	11	12
療養介護	人 分	見込量	37	38	39
		実 績	34	35	35
短期入所 (福祉型)	延利用日数	見込量	2,484	2,720	2,982
		実 績	1,949	1,810	1,880
	利用者数 (人/月)	見込量	33	36	40
		実 績	23	23	24
短期入所 (医療型)	延利用日数	見込量	120	144	168
		実 績	418	460	314
	利用者数 (人/月)	見込量	5	6	7
		実 績	7	8	9

※R2(2020)は見込

日中活動系サービスは、就労系事業所の新規開設により、障害特性や利用ニーズに応じたサービスの選択肢が広がり、就労継続支援を中心に利用が増加しました。

また、周南圏域内でのサービス利用も進んでいます。

### イ 第6期の見込量

区 分	単 位	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)
生活介護	延利用日数	83,877	87,717	89,877	91,317
	利用者数(人/月)	336	352	361	367
生活介護 (継続入所者を 除く)	延利用日数	77,157	80,997	83,157	84,597
	利用者数(人/月)	308	324	333	339
自立訓練 (機能訓練)	延利用日数	282	372	372	462
	利用者数(人/月)	3	4	4	5
自立訓練 (生活訓練)	延利用日数	2,067	2,447	2,637	2,827
	利用者数(人/月)	10	12	13	14
就労移行支援	延利用日数	2,214	2,574	2,934	3,114
	利用者数(人/月)	11	13	15	16
就労継続支援 (A型)	延利用日数	14,169	16,239	17,159	17,849
	利用者数(人/月)	63	72	76	79
就労継続支援 (B型)	延利用日数	62,394	65,034	67,014	69,434
	利用者数(人/月)	287	299	308	319
就労定着支援	人 分	12	12	13	14
療養介護	人 分	35	36	36	36
短期入所 (福祉型)	延利用日数	1,880	2,068	2,275	2,502
	利用者数(人/月)	24	26	29	32
短期入所 (医療型)	延利用日数	314	360	396	432
	利用者数(人/月)	9	9	10	10

### ウ 今後の方策

総合支援学校や事業所へのアンケートでは、生活介護や短期入所へのニーズが見込まれていることから、関係事業所への働きかけを行い、見込量を確保し、日中活動の充実を図ります。

また、65歳到達後の介護保険サービスへの移行を見据え、安定したサービス提供体制を実現するため、共生型サービス\*の普及について、庁内高齢者関係部局と連携して取り組みます。

就労支援については、障害特性や能力に応じたサービスの選択や一般就労への移行が可能となるよう、事業者に働きかけを行い、サービスの充実に努めます。

### (3) 居住系サービス

#### ア 第5期の実績

区 分	単 位		H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)
共同生活援助 (グループホーム)	人 分	見込量	86	91	101
		実 績	79	76	75
施設入所支援	人 分	見込量	250	248	246
		実 績	247	247	246

※R2(2020)は見込

共同生活援助は利用希望の多いサービスですが、市内にグループホームが少ないことから、利用ニーズに対応できていない状況です。

障害者の地域移行を進めるためには、「住まい」の確保が重要であり、グループホームの整備が必要です。

#### イ 第6期の見込量

区 分	単 位	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)
共同生活援助 (グループホーム)	人 分	75	79	83	90
施設入所支援	人 分	246	245	244	243
施設入所支援 (継続入所者を除く)	人 分	218	217	216	215
自立生活援助	人 分	0	0	0	1

#### ウ 今後の方策

支援が必要ではあるものの、ある程度自力で生活を営むことができる障害者の住まいとしてグループホームが必要ですが、市内や周南圏域内の定員でも不足する状態が継続していることから、グループホームの整備を、事業者に働きかけけるとともに必要な支援を実施していきます。

障害者支援施設への入所については、強度行動障害\*のある障害者が入所可能な施設が市内だけでなく県内でも不足していることから、対応ができる専門的知識を有する人材の育成や施設の改修等が進むよう、山口県や県内の他の自治体とも課題を共有し、連携して取り組みます。

また、地域生活を希望する障害者は地域で生活ができるよう、本人の意思決定支援に配慮しつつ、住み慣れた地域やグループホーム等での生活について関係機関が連携していける体制を充実していきます。

障害者の地域での自立した生活を支えるために、相談対応等を行う自立生活援助は、サービスを提供する事業所が県内でも不足している状況ですが、障害者の地域生活への移行を行うために必要なサービスでもあり、事業者に対して働きかけを進めます。

#### (4) 指定相談支援サービス

##### ア 第5期の実績

区 分	単 位		H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)
計画相談支援	人 分	予 想	819	860	882
		実 績	793	838	856
地域移行支援*	人 分	予 想	2	3	5
		実 績	0	0	0
地域定着支援*	人 分	予 想	0	0	0
		実 績	0	0	0

※R2(2020)は見込

計画相談支援\*を行う指定特定相談支援事業所は、市内に7事業所があります。計画相談の対象者が毎年増加し続けている状況であり、また利用者が直面する問題も複雑化・多様化していることから、相談支援専門員\*が十分に相談支援を提供できるよう、事業所及び人材の確保が課題となっています。

また、長期入院等から地域生活への移行を進めるためには、住居の確保の支援や地域移行後の生活の安定が課題となっています。

##### イ 第6期の見込量

区 分	単 位	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)
計画相談支援	人 分	856	884	912	940
地域移行支援*	人 分	0	2	5	5
地域定着支援*	人 分	0	0	0	1

##### ウ 今後の方策

計画相談の利用者の増加や多様で複雑な問題の相談に対応するためには人材の確保が必要となります。

また、相談支援業務に従事する相談支援専門員\*は、障害者の障害福

祉サービスへのニーズを把握し、生活する上で必要かつ最適な支援につなげることができるための知識や資質が求められます。

関係する事業所に対し、人材の確保や交流、育成を働きかけるとともに、周南市地域自立支援協議会\*の相談支援会議での活動や研修を通じて、相談支援専門員\*のスキルアップや相互に連携する体制の充実に取り組めます。

## 2 障害児通所支援等\*の見込量と今後の方策

障害児通所支援等\*の見込量は、第1期の実績を踏まえ、総合支援学校の在校生及び障害児通所支援事業所を対象としたサービス利用に関するアンケート、サービス提供事業所の動向、日常的な相談支援でのニーズ等を勘案し、山口県との調整後の見込量を設定しています。

### <障害児通所支援等\*>

障害児通所支援等\*は、療育や訓練等が必要な児童に対して、日常生活の基本的動作の指導、知識や技能の提供、集団生活への適応訓練等の支援を行うものです。

	種 類	内 容
障害児通所支援等	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
	放課後等デイサービス	授業の終了後又は休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の支援を行います。
	保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障害児、又は今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、保育所等を訪問して支援します。
	医療型児童発達支援	肢体不自由児に対して、治療と児童発達支援を併せて行います。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援等*を利用するために外出することが著しく困難な障害児に、障害児の居宅を訪問して児童発達支援を行います。



障害児の障害種別や年齢等によるニーズを勘案するとともに、保育、保健医療、教育等の関係機関との調整を図り、障害児支援の提供体制の確保に係るサービスの量を見込んでいます。

(1) 障害児通所支援等\*

ア 第1期の実績

区分	単位		H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)
児童発達支援	延利用日数	見込量	6,667	7,472	8,047
		実績	5,524	4,615	4,341
	利用者数 (人/月)	見込量	51	58	63
		実績	46	44	49
放課後等デイサービス	延利用日数	見込量	21,982	24,181	26,379
		実績	23,394	23,454	23,682
	利用者数 (人/月)	見込量	167	184	201
		実績	169	169	167
保育所等訪問支援	延利用日数	見込量	104	164	224
		実績	118	73	36
	利用者数 (人/月)	見込量	7	12	17
		実績	6	6	7
医療型児童発達支援	延利用日数	見込量	96	144	144
		実績	4	12	12
	利用者数 (人/月)	見込量	2	3	3
		実績	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	延利用日数	見込量	24	48	72
		実績	0	0	0
	利用者数 (人/月)	見込量	1	2	3
		実績	0	0	0

※R2(2020)は見込

障害児通所支援等\*は、一時期の利用のニーズに対して提供可能なサービス量が不足している状況は改善されつつあります。

重症心身障害児や医療的なケアを必要としている障害児を主に対応可能な児童発達支援については、市内や周南圏域では提供できない状態が続いています。

## イ 第2期の見込量

区 分	単 位	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)
児童発達支援	延利用日数	4,341	4,521	4,701	4,791
	利用者数(人/月)	49	51	53	54
放課後等デイサービス	延利用日数	23,682	24,125	24,608	25,100
	利用者数(人/月)	167	170	173	176
保育所等訪問支援	延利用日数	36	84	84	96
	利用者数(人/月)	7	7	7	8
医療型児童発達支援	延利用日数	12	12	24	24
	利用者数(人/月)	1	1	2	2
居宅訪問型児童発達支援	延利用日数	0	0	0	12
	利用者数(人/月)	0	0	0	1

## ウ 今後の方策

障害児の支援は、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制を構築することが重要です。

療育を必要とする障害児に適切なサービスが提供できるよう、児童発達支援や放課後等デイサービス等の障害児通所サービスの向上を図るとともに、保育所等訪問支援について、保育所や小学校、児童クラブ等での受入が進むように協力を働きかけていきます。

また、重症心身障害児\*や医療的ケア児\*などの特別な支援が必要な障害児についても、支援やサービスを受けることができるよう、事業所や関係機関に働きかけていきます。

## (2) 障害児相談支援\*

### ア 第1期の実績

区 分	単 位		H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)
障害児相談支援	人 分	見込量	271	295	317
		実 績	235	264	277

※R2(2020)は見込

障害児通所支援等\*の利用ニーズの高まりを受け、障害児相談支援\*の件数は増加しています。

## イ 第2期の見込量

区 分	単 位	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)
障害児相談支援	人 分	277	289	301	312

## ウ 今後の方策

児童期は、入学、卒業など生活場面の変化が大きい時期です。乳幼児期から高等学校卒業後まで、ライフステージに応じた切れ目の無い支援が提供されるよう、相談支援専門員\*と保育、保健、医療、教育などの機関が連携して支援を行うことができる体制の充実に努めます。

また、障害児の親の不安を払拭し、発達や養育に関する悩み等に対応するために相談支援専門員\*の専門的知識の向上や、関係する事業者の多職種間の連携の推進に努めます。

## 3 その他の取組の見込量と今後の方策

指定障害福祉サービス等及び障害児通所支援等\*以外の取組に関する見込量を設定します。

### (1) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム\*の構築

#### ア 第6期の見込量

区 分	単 位	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回	2	2	2
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人	16	16	16
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	1	1	1

## イ 今後の方策

保健、医療、福祉関係者を含めた関係機関で協議を行い、長期の精神病床における入院患者の地域生活への移行や、精神障害者の地域生活の継続について連携して支援していきます。

(2) 地域生活支援拠点等\*が有する機能の充実

ア 第6期の見込量

区 分	単 位	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)
機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数	回	2	2	2

イ 今後の方策

周南市地域自立支援協議会専門部会等を活用して、地域の体制づくりと機能の充実を図るために必要な施策を検討していきます。

(3) 相談支援体制の充実・強化等のための取組

ア 第6期の見込量

区 分		単 位	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)
総合的・専門的な相談支援		実施の有無	有	有	有
地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件	9	9	9
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	件	9	9	9
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	回	3	3	3

イ 今後の方策

相談支援の中核機関である基幹相談支援センター\*が地域の相談支援に関して指導的役割を果たすとともに、計画相談支援\*、地域相談支援、一般的な相談支援など重層的な相談支援が円滑に機能するよう検証及び評価を実施し、適切な見直しと必要な支援を行います。

(4) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組

ア 第6期の見込量

区 分	単 位	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	人	2	2	2
障害者自立支援審査支払等システム*による審査結果の共有	体制の有無	有	有	有
	回	1	1	1

## イ 今後の方策

市職員が適切かつ主体的に支給決定が行えるよう、山口県が主催する障害福祉サービス等に係る研修へ市職員も積極的に参加します。

また、障害者自立支援審査支払等システム\*等のデータを分析して、その結果を活用すると共に、事業所等との共有を図ります。

## 第6章 地域生活支援事業\*の見込量と事業への取組み

地域生活支援事業\*は、障害者総合支援法に基づいて市が行う事業です。

本計画において市が定めるべき実施に関する事項は、「地域生活支援事業\*に係る障害福祉計画の作成について」により示されていますので、それに基づいて成果目標を定めます。

### 1 理解促進・研修啓発事業

障害者が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者への理解を深める研修・啓発を行う事業です。

#### (1) 第5期の実績

区 分		H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)
理解促進・研修啓発事業 (実施の有無)	見込量	有	有	有
	実 績	有	有	有

※R2(2020)は見込

#### (2) 第6期の見込量

区 分	単 位	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)
理解促進・研修啓発事業	実施の有無	有	有	有	有

地域での障害者等への理解や障害特性に対する知識の普及・啓発を図るため、「障害者の福祉を考える集い」、「大人の発達障害セミナー」を開催します。

また、障害者週間に合わせて、市の広報紙において障害者福祉についての理解と啓発を目的とした特集記事を掲載します。

### 2 自発的活動支援事業

障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援する事業です。

#### (1) 第5期の実績

区 分		H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)
自発的活動支援事業 (実施の有無)	見込量	有	有	有
	実 績	有	有	有

## (2) 第6期の見込量

区 分	単 位	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有

自立した地域生活を営むことができるよう、情報交換のできる講演会や相談会等を家族会等で実施します。

### 3 相談支援事業

相談支援事業は、障害児・者及び家族からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言などを行う事業です。

#### (1) 第5期の実績

区 分		H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)
障害者相談支援事業 (実施箇所数)	見込量	4	4	4
	実 績	4	4	3
基幹相談支援センター (設置の有無)	見込量	有	有	有
	実 績	有	有	有
住宅入居等支援事業 (実施の有無)	見込量	無	無	無
	実 績	無	無	無

※R2(2020)は見込

「障害者総合相談支援事業」として指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所に委託して実施しています。

また、平成27(2015)年度に基幹相談支援センター\*を設置し、市と共同して相談業務や権利擁護に係る事業を行うとともに、市及び事業所間のネットワーク構築の要となっています。

#### (2) 第6期の見込量

区 分	単 位	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)
障害者相談支援事業	実施箇所数	3	4	5	5
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無

障害者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、増加・多様化している困りごとに関する相談に対応するため、「障害者総合相談支援事業」の更なる充実を図ります。

また、基幹相談支援センター\*と連携して困難な事例への対応を行う事業所間のネットワーク強化に引き続き取り組めます。

#### 4 成年後見制度\*利用支援事業

判断能力の不十分な知的障害者、精神障害者を支援し保護するため、親族等からの成年後見制度\*利用の申し立てが期待できない場合に、市長が申し立て等を行う事業です。

##### (1) 第5期の実績

区 分		H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)
成年後見制度利用支援事業 (実利用見込者数)	見込量	2	2	2
	実 績	1	2	2

※R2(2020)は見込

##### (2) 第6期の見込量

区 分	単 位	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)
成年後見制度利用支援事業	実利用見込者数	2	4	4	4

#### 5 成年後見制度\*法人後見支援事業

##### (1) 第5期の実績

区 分		H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)
成年後見制度法人後見支援事業 (実施の有無)	見込量	無	無	無
	実 績	無	無	無

※R2(2020)は見込

##### (2) 第6期の見込量

区 分	単 位	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	無

法人後見業務は、周南市社会福祉協議会が行う法人後見業務との連携を図りながら、障害者が適切に成年後見制度\*を利用できるよう取組みます。

#### 6 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳\*者、要約筆記\*者等の派遣、設置等により、意思疎通を支援するための事業です。



(1) 第5期の実績

区 分		H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)
手話通訳*者・要約筆記*者 派遣事業 (派遣回数)	見込量	400	400	400
	実 績	270	323	269
手話通訳*者設置事業 (設置者数)	見込量	2	2	2
	実 績	2	2	2

※R2(2020)は見込

(2) 第6期の見込量

区 分	単 位	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)
手話通訳*者・要約筆記*者派遣事業	派遣回数	269	300	350	400
手話通訳*者設置事業	設置者数	2	2	2	2

情報の取得が困難な人が、必要な情報提供を受けられるよう事業の充実を図ります。

7 日常生活用具給付等事業

重度の身体障害児・者、知的障害児・者、精神障害者及び難病患者等に、日常生活用具を給付又は貸与することで、日常生活の便宜を図る事業です。

(1) 第5期の実績

区 分	単 位		H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)
介護・訓練支援用具	給付件数	見込量	15	15	15
		実 績	9	7	6
自立生活支援用具	給付件数	見込量	30	30	30
		実 績	17	14	16
在宅療養等支援用具	給付件数	見込量	15	15	15
		実 績	0	17	24
情報・意思疎通支援用具	給付件数	見込量	35	35	35
		実 績	15	19	8
排泄管理支援用具※	給付件数	見込量	3,800	3,800	3,800
		実 績	3,593	3,658	3,914
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	給付件数	見込量	10	10	10
		実 績	1	3	6
小 計	給付件数	見込量	3,905	3,905	3,905
		実 績	3,635	3,718	3,974

※排泄管理支援用具は1月分を1件としています。

※R2(2020)は見込

## (2) 第6期の見込量

区 分	単 位	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)
介護・訓練支援用具	給付件数	6	10	10	10
自立生活支援用具	給付件数	16	20	20	20
在宅療養等支援用具	給付件数	24	30	30	30
情報・意思疎通支援用具	給付件数	8	20	20	20
排泄管理支援用具※	給付件数	3,914	4,200	4,200	4,200
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	給付件数	6	10	10	10
小 計	給付件数	3,974	4,290	4,290	4,290

※排泄管理支援用具は1月分を1件としています。

今後も制度の周知などに努め、必要に応じて種目の見直し等を行いながら、事業の充実を図ります。

## 8 手話奉仕員\*養成研修事業

聴覚障害者等との交流活動の促進のための支援者として期待される、手話表現技術等を習得した手話奉仕員\*を養成するための講座を開催します。

### (1) 第5期の実績

区 分	単 位		H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)
手話奉仕員養成研修事業	受講者数	見込量	20	20	20
		実 績	16	22	—

※R2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

### (2) 第6期の見込量

区 分	単 位	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)
手話奉仕員養成研修事業	受講者数	—	25	30	30

## 9 移動支援事業

障害者等が、必要な外出や社会参加等をするための移動に必要な支援や介護などを行う事業です。

### (1) 第5期の実績

区 分	単 位		H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)
移動支援事業	延利用時間	見込量	1,190	1,200	1,210
		実 績	729	763	724
	実利用者数	見込量	22	23	24
		実 績	14	14	14

※R2(2020)は見込

## (2) 第6期の見込量

区 分	単 位	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)
移動支援事業	延利用時間	724	740	750	760
	実利用者数	14	15	16	17

障害特性に応じた適切な支援が提供できるよう、サービス提供事業所の確保に努めます。

## 10 地域活動支援センター\*

地域活動支援センター\*は、障害者等に創作的活動・生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などのサービスを提供するものです。

### (1) 第5期の実績

区 分	単 位		H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)
I 型	実施箇所数	見込量	1	1	1
		実 績	1	1	1
	実利用者数	見込量	180	180	180
		実 績	170	169	165
II 型	実施箇所数	見込量	1	1	1
		実 績	1	1	1
	実利用者数	見込量	80	80	80
		実 績	29	24	22
III型(福祉作業所)	実施箇所数	見込量	1	1	1
		実 績	1	1	1
	実利用者数	見込量	8	8	8
		実 績	8	8	7

※R2(2020)は見込

### (2) 第6期の見込量

区 分	単 位	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)
I 型	実施箇所数	1	1	1	1
	実利用者数	165	165	165	165
II 型	実施箇所数	1	1	1	1
	実利用者数	22	23	23	23
III型(福祉作業所)	実施箇所数	1	1	1	1
	実利用者数	7	7	7	7

地域活動支援センターを設置して運営を委託することで、通所する障害者への地域生活の困りごとについての相談を通じた支援を行い、創作的活動や生産的活動、他の障害者等や社会との交流を通じて社会参加の促進を

図ります。

#### 11 その他の地域生活支援事業\*

周南市では、その他次の地域生活支援事業\*を実施しています。

地域生活支援事業名		周南市の行う事業名
日常生活支援	訪問入浴サービス	身体障害者訪問入浴サービス事業
	生活訓練等	療育専門職員招へい事業
	日中一時支援	日帰りショートステイ事業
社会参加支援	レクリエーション活動等支援	身体障害者体育大会開催事業
	点字・声の広報等発行	点字・声の広報等発行事業
	奉仕員養成研修	点訳奉仕員*・朗読奉仕員*養成事業

地域生活支援事業\*についても、周南市地域自立支援協議会\*の協議、検討を踏まえ、必要な事業を検討し、計画的に実施します。

## ◆ 資料

### 語句の説明（五十音順）

#### 【あ行】

##### 医療的ケア児

人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な子どものこと。

##### インフォーマルサービス

自治体や専門機関など、フォーマル（正式）な制度に基づき提供される支援でなく、家族や友人、地域住民、ボランティアなどによる、制度に基づかない非公式な支援。

#### 【か行】

##### 基幹相談支援センター

障害者総合支援法において市町村が設置できると規定。市町村と連携し、地域における相談支援の中核的な役割を担う。障害者等への総合的な相談業務及び障害者の権利擁護に係る支援事業を行うとともに、地域の相談支援事業者間の連絡調整や関係機関の連携の支援を行う。

##### 共生型サービス

介護保険又は障害福祉のいずれかの指定を受けている事業所が、もう一方のサービスを提供できる事業所として指定を受けることで、どちらのサービスも提供することができるもの。

障害者が65歳以上になっても、使い慣れた事業所でのサービス利用を継続できることや、福祉に携わる人材を、地域の実情に合わせて活用できるなどのメリットがある。

##### 強度行動障害

自傷・他害行為など本人の健康を損ねる行動や周囲に影響を及ぼす行動が著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要な状態のこと。

##### 高次脳機能障害

交通事故などによる頭部打撲や、脳卒中などの病気により、脳がダメージを受けた結果、脳機能のうち記憶、注意、情緒などの認知機能に後遺症を伴い、記憶・注意力の減退や性格・行動の変化などの症状が発生する障害。

##### 計画相談支援

サービス等利用計画\*についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障害者（児）の自立した生活を支え、障害者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するもの。

#### 【さ行】

##### サービス等利用計画

障害者総合支援法に定める障害福祉サービス\*や地域相談支援を利用しようとする場合に、利用者の課題解決や適切なサービス利用を支援するために作成される。解決すべき課題、そのための支援方針、サービスの種類や量等が記載される。市町村が指定する特定相談支援事業者、特定障害児相談支援事業者が作成する。事業者に代わり本人、家族、支援者等が作成することも可能。

## 就労継続支援

障害者総合支援法の障害福祉サービス\*（訓練等給付）のひとつ。一般の企業に雇用されることが困難な障害者を対象とし、生産活動機会の提供、その他就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練、その他の支援を行う。適切な支援により雇用契約に基づいた就労ができる者が通所するのがA型事業所、雇用契約によらない就労の場合がB型事業所。

## 就労定着支援

障害者総合支援法の障害福祉サービス\*（訓練等給付）のひとつ。就労移行支援等を利用し、一般就労に移行した障害者の就労に伴う生活上の支援ニーズに対応できるよう、利用者の自宅や企業等を訪問し、相談や連絡調整などの課題解決に向けた必要な支援を行う。

## 手話通訳

聴覚、言語機能又は音声機能の障害のため、音声言語により意思疎通を図ることに支障がある身体障害者と、その他の者の間で、手話を使い、相互のコミュニケーションを仲介すること。また、それを行う人（手話通訳者）。

## 手話奉仕員

市町村が手話の学習経験がない者等を対象として、日常会話程度の手話表現技術の習得を目的に実施する養成講座を修了した者。

## 障害児支援利用計画

児童福祉法に定める障害児通所支援等\*や障害者総合支援法に定める障害福祉サービス\*を利用しようとする場合に、障害児の課題解決や適切なサービス利用を支援するために作成される。解決すべき課題、そのための支援方針、サービスの種類や量等が記載される。市町村が指定する特定障害児相談支援事業者が作成する。

## 障害児相談支援

障害や発達に不安のある障害児に対し、障害児支援利用計画\*についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障害児の自立した生活を支え、障害児やその家族の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するもの。

## 障害児通所支援等

心身に障害または発達の遅れがある児童を対象に、通所または訪問により療育・訓練等の支援を行う、児童福祉法に基づく制度。障害児通所支援等\*は、国と地方公共団体が義務的に費用を負担するもので、全国一律の共通したサービスメニューが提供される。

## 障害者支援施設

入所する人に、夜間や休日に、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談・助言等を行う入所施設。

## 障害者就業・生活支援センター

就業及び就業に伴う日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障害のある人に対して、雇用、福祉、教育等の関係機関の連携の下、身近な地域で、就職に向けた相談支援や日常生活の自己管理に関する助言など、就業面及び生活面の一体的な支援を行う機関。

## 障害者自立支援審査支払等システム

障害福祉サービス事業所等が提供した障害福祉サービスの費用について、事業所等からの請求、請求内容の審査、費用の支払いを行うもの。

## 障害福祉サービス

障害者総合支援法において15種類のサービスが定められている。介護の支援を受ける9種類の介護給付と、訓練等の支援を受ける6種類の訓練等給付に大別される。障害福祉サービス\*は、国と地方公共団体が義務的に費用を負担するもので、障害の種類に関わらず全国一律の共通したサービスメニューが提供される。

## 重症心身障害児

児童福祉法に規定される、重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態にある子どものこと。

## 自立生活援助

障害者総合支援法の障害福祉サービス\*（訓練等給付）のひとつ。障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしへ移行した知的障害者や精神障害者などについて、定期的な訪問、随時の電話、メール、訪問等により、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行い、地域での生活を支援する。

## 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム

精神障害者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステム。

## 成年後見制度

家庭裁判所の手続きを通じて、成年後見人や保佐人等が、知的障害、精神障害、認知症などにより判断能力が十分でない人の財産や権利を保護するための制度。

## 相談支援専門員

障害のある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス\*などの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援など、障害のある人の全般的な相談支援を行う者。指定特定相談支援事業者、指定障害児相談支援事業者には1人以上を置くことが義務付けられている。

## 【た行】

## 地域移行支援

障害者総合支援法に定められた相談支援のひとつ。

障害者支援施設\*等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者等に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、支援をすること。

## 地域活動支援センター

障害者総合支援法に定められた、障害者等を対象とする通所施設。地域の実情に応じて、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等のサービスを提供し、障害者等の自立した地域生活を支援する。

## 地域自立支援協議会

地域における相談支援事業を適切に実施していくために、困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整、地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議、障害者に関する計画についての協議などを行う市町村が設置する機関。

周南市では、4つのテーマ（相談支援、地域生活、就労、教育）ごとに専門部会を設け、個々

の障害者の支援について関係者が協議する個別支援会議等で提起される地域の課題等についても協議している。

### 地域生活支援拠点等

障害児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のこと。居住支援のための主な機能は、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つを柱としている。

整備手法として、各機能を1つの事業所に集約した多機能拠点型、各機能を複数の事業所が担う面的整備型などがある。

### 地域生活支援事業

障害者総合支援法に基づき、障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、都道府県又は市町村が、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施するもの。

市町村の行う事業に対しては、国、県は予算の範囲内においてそれぞれ1/2、1/4を市町村に補助する。

### 地域定着支援

障害者総合支援法に定められた相談支援のひとつ。

障害者支援施設\*や精神科病院等を退所・退院し、自宅において単身等で生活する障害者に対し、その障害者との常時の連絡体制を確保し、障害者に対し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、支援をすること。

### 点訳奉仕員

点字図書の増刷、普及に協力するほか、市町村等からの依頼による点字による相談文書の翻訳や回答文書の作成、広報活動等に協力するボランティア。市町村は奉仕員養成研修を修了した者を登録する。

### 【は行】

### ペアレントプログラム

育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定された、グループ・プログラム。発達障害やその傾向のある子どもをもつ保護者だけでなく、さまざまな悩みをもつ多くの保護者に有効とされている。

### ペアレントトレーニング

環境調整や子どもへの肯定的な働きかけを学び、保護者や養育者の関わり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動の促進と不適切な行動の改善を目的としたプログラム。子どもの行動修正までは目指さず、「保護者の認知を肯定的に修正すること」に焦点を当てた簡易的なプログラム。

### 【や行】

### 要約筆記

聴覚に障害がある人のために、その場で話されている内容を即時に要約して文字にすること。ノートなどの筆記具を使うほか、OHPやパソコンを利用して、講義や談話などの内容をスクリーンに写し出すなどの方法がある。また、それを行う人（要約筆者）。



## 【ら行】

### 朗読奉仕員

音訳図書を増刷、普及に協力するほか、市町村等からの依頼による対面朗読、広報活動等に協力するボランティア。市町村は奉仕員養成研修を修了した者を登録する。